

令和6年第9回湧別町教育委員会定例会議案

日 時 令和 6年 9月13日 (金)

午後2時30分

場 所 湧別町文化センターさざ波

多目的ホール

湧別町教育委員会

1	招集告知の日	令和 6年 8月19日		
2	招集の期日	令和 6年 9月13日		
3	会 期	令和 6年 9月13日から 令和 6年 9月13日まで		
4	招 集 委 員	4 名		
5	出 席 委 員	3 名		
6	欠席委員氏名	岩佐委員		
7 会 議 の 結 果	結 果	原 案 可 決	修 正 可 決	否 決
	提案件数			
	6 件	6 件	0 件	0 件
	計			
	6 件	6 件	0 件	0 件

議案番号	件名
承認第1号	令和6年教育委員会第8回定例会会議録の承認について
報告第1号	上湧別地区義務教育学校開設に係る協議経過について
議案第1号	湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第2号	令和6年度教育費予算の補正について
議案第3号	湧別町学校運営協議会委員の任命について
議案第4号	令和5年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書(案)について

承認第1号

令和6年教育委員会第8回定例会会議録の承認について

記

署名委員 井上久恵氏より報告

令和6年9月13日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

報告第1号

上湧別地区義務教育学校開設に係る協議経過について

上湧別地区義務教育学校開設に係る開設準備委員会における協議経過について次のとおり報告する。

記

1. 開催日時 令和6年8月28日(水) 午後7時～
2. 開催場所 上湧別コミュニティセンター
3. 協議事項 校歌について

令和6年9月13日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

議案第 1 号

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

湧別町立学校設置条例（平成 21 年条例第 89 号）の一部を改正する条例案について次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別紙のとおり

（令和 6 年 9 月 19 日開会予定：町議会第 3 回定例会）

令和 6 年 9 月 13 日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

上湧別地区義務教育学校を開設するため、学校名等必要な事項を定めるほか、関係する条例を整理するため、本条例を改正するものである。

湧別町立学校設置条例の一部を改正する条例

湧別町立学校設置条例（平成21年条例第89号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前														
<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、湧別町は、義務教育学校を設置する。</p> <p>(義務教育学校の名称及び位置)</p> <p><u>第2条</u> 義務教育学校の名称及び位置は、<u>別表</u>のとおりとする。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第1項の規定に基づき、湧別町は、<u>小学校、中学校及び義務教育学校</u>を設置する。</p> <p><u>(小学校の名称及び位置)</u></p> <p><u>第2条</u> <u>小学校の名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p><u>(中学校の名称及び位置)</u></p> <p><u>第3条</u> <u>中学校の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。</u></p> <p>(義務教育学校の名称及び位置)</p> <p><u>第4条</u> 義務教育学校の名称及び位置は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p> <p><u>別表第1（第2条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>小学校の名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>位置</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>上湧別小学校</u></td> <td><u>湧別町上湧別屯田市街地98番地の1</u></td> </tr> <tr> <td><u>中湧別小学校</u></td> <td><u>湧別町中湧別南町914番地</u></td> </tr> <tr> <td><u>開盛小学校</u></td> <td><u>湧別町開盛462番地の3</u></td> </tr> <tr> <td><u>富美小学校</u></td> <td><u>湧別町富美568番地</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>別表第2（第3条関係）</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>中学校の名称</u></th> <th style="text-align: center;"><u>位置</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>上湧別中学校</u></td> <td><u>湧別町上湧別屯田市街地1番地の1</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>小学校の名称</u>	<u>位置</u>	<u>上湧別小学校</u>	<u>湧別町上湧別屯田市街地98番地の1</u>	<u>中湧別小学校</u>	<u>湧別町中湧別南町914番地</u>	<u>開盛小学校</u>	<u>湧別町開盛462番地の3</u>	<u>富美小学校</u>	<u>湧別町富美568番地</u>	<u>中学校の名称</u>	<u>位置</u>	<u>上湧別中学校</u>	<u>湧別町上湧別屯田市街地1番地の1</u>
<u>小学校の名称</u>	<u>位置</u>														
<u>上湧別小学校</u>	<u>湧別町上湧別屯田市街地98番地の1</u>														
<u>中湧別小学校</u>	<u>湧別町中湧別南町914番地</u>														
<u>開盛小学校</u>	<u>湧別町開盛462番地の3</u>														
<u>富美小学校</u>	<u>湧別町富美568番地</u>														
<u>中学校の名称</u>	<u>位置</u>														
<u>上湧別中学校</u>	<u>湧別町上湧別屯田市街地1番地の1</u>														

改正後		改正前	
<u>別表（第2条関係）</u>		<u>別表第3（第4条関係）</u>	
義務教育学校の名称	位置	義務教育学校の名称	位置
上湧別学園	湧別町上湧別屯田市街地1番地の1		
ゆうべつ学園	略	ゆうべつ学園	略
略	略	略	略

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(湧別町学校医等の設置に関する条例の一部改正)

2 湧別町学校医等の設置に関する条例（平成21年条例第88号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、<u>町立義務教育学校</u>（以下「学校」という。）に学校医等を置き、学校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導を行い、もって児童及び生徒の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条の規定に基づき、<u>町立小学校、中学校及び義務教育学校</u>（以下「学校」という。）に学校医等を置き、学校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導を行い、もって児童及び生徒の健康の保持増進を図ることを目的とする。</p>

(湧別町体育施設条例の一部改正)

3 湧別町体育施設条例（平成21年条例第97号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前						
<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1～6 略</p> <p>7 湧別町五鹿山スキー場使用料</p> <p>(1) リフト使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 有効期限</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) リフト使用料については、免除の対象としない。ただし、町内の義務教育学校・湧別高等学校の児童生徒及び教職員がスキー授業において、リフトを使用する場合は無料とする。</p> <p>(2) 略</p>	略	略	略	<p>別表第2（第5条関係）</p> <p>1～6 略</p> <p>7 湧別町五鹿山スキー場使用料</p> <p>(1) リフト使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 有効期限</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) リフト使用料については、免除の対象としない。ただし、町内の<u>小学校・中学校・義務教育学校・湧別高等学校</u>の児童生徒及び教職員がスキー授業において、リフトを使用する場合は無料とする。</p> <p>(2) 略</p>	略	略	略
略	略	略					
略	略	略					

（湧別町立学校施設の開放に関する条例の一部改正）

4 湧別町立学校施設の開放に関する条例（平成21年条例第100号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>別表（第2条、第6条関係）</p> <p>上湧別・ゆうべつ・芭露学園</p>	<p>別表（第2条、第6条関係）</p> <p>上湧別・<u>中湧別・開盛・富美小学校、上湧別中学校、</u>ゆうべつ・芭露学園</p>

改正後				改正前				
学校名	施設区分	1時間あたり使用料		学校名	施設区分	1時間あたり使用料		
		夏期	冬期			夏期	冬期	
上湧別・ゆうべつ・ 芭露学園	略	略	略	上湧別・中湧別・ 開盛・富美小学校	体育館	バドミントンコ ート1面につき	100円	350円
						バレーコート1 面につき	300円	1,050円
					グラウンド	全面	400円	400円
				上湧別中学校、ゆ うべつ・芭露学園	略		略	略
備考 1～8 略				備考 1～8 略				

(湧別町児童センター条例の一部改正)

5 湧別町児童センター条例（平成21年条例第111号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(事業内容及び実施場所)</p> <p>第4条 児童センターはその目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 放課後児童クラブ事業</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない義務教育学校の前期課程に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供しその健全な育成を図る事業</p>	<p>(事業内容及び実施場所)</p> <p>第4条 児童センターはその目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 放課後児童クラブ事業</p> <p>保護者が労働等により昼間家庭にいない<u>小学校</u>及び義務教育学校の前期課程に就学している児童に対し、適切な遊びと生活の場を提供しその健全な育成を図る事業</p>

改正後		改正前	
事業名称	実施場所	事業名称	実施場所
略	略	略	略
(3) 略 (放課後児童クラブ入会の資格及び制限) 第6条 放課後児童クラブに入会できる児童は、保護者が町内に住所を有し、義務教育学校前期課程に就学している児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) 略 2 略		(3) 略 (放課後児童クラブ入会の資格及び制限) 第6条 放課後児童クラブに入会できる児童は、保護者が町内に住所を有し、 <u>小学校及び義務教育学校前期課程</u> に就学している児童で、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) 略 2 略	

(湧別町緑地等管理中央センターレイクパレス条例の一部改正)

6 湧別町緑地等管理中央センターレイクパレス条例（平成21年条例第140号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第14条関係）			別表（第14条関係）		
1 使用料等			1 使用料等		
区分	使用料等	摘要	区分	使用料等	摘要
略	略	略	略	略	略
備考 (1)～(3) 略 (4) 町内の保育所及び認定こども園がカリキュラムとして使用する場合、また、町内の義務教育学校が教育課程として使用する場合は、研修室又は大研修室の使用料を免除す			備考 (1)～(3) 略 (4) 町内の保育所及び認定こども園がカリキュラムとして使用する場合、また、町内の <u>小中学校及び義務教育学校</u> が教育課程として使用する場合は、研修室又は大研修室の使		

改正後	改正前
る。 (5)～(8) 略	用料を免除する。 (5)～(8) 略

(湧別町三里浜キャンプ場条例の一部改正)

7 湧別町三里浜キャンプ場条例（平成21年条例第158号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前												
別表第2（第14条関係）	別表第2（第14条関係）												
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減額区分</th> <th style="text-align: center;">減額の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内の保育所・認定こども園・義務教育学校が行事等で使用する 場合</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	減額区分	減額の額	町内の保育所・認定こども園・義務教育学校が行事等で使用する 場合	略	略	略	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">減額区分</th> <th style="text-align: center;">減額の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>町内の保育所・認定こども園・<u>小学校・中学校</u>・義務教育学校 が行事等で使用する 場合</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	減額区分	減額の額	町内の保育所・認定こども園・ <u>小学校・中学校</u> ・義務教育学校 が行事等で使用する 場合	略	略	略
減額区分	減額の額												
町内の保育所・認定こども園・義務教育学校が行事等で使用する 場合	略												
略	略												
減額区分	減額の額												
町内の保育所・認定こども園・ <u>小学校・中学校</u> ・義務教育学校 が行事等で使用する 場合	略												
略	略												

(湧別町暴力団排除条例の一部改正)

8 湧別町暴力団排除条例（平成25年条例第16号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(青少年に対する教育等)</p> <p>第11条 町は、その設置する学校において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものと</p>	<p>(青少年に対する教育等)</p> <p>第11条 町は、その設置する学校<u>（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校及び義務教育学校に限る。）</u>において、生徒が暴力団排除の重要性を認識し、暴力団に加入せず、及び暴力</p>

改正後	改正前
する。 2 略	団員による犯罪の被害を受けないようにするための教育が行われるように努めるものとする。 2 略

議案第2号

令和6年度教育費予算の補正について

令和6年度教育費予算の補正について、次のように議会に提案するように、町長に申し出をする。

記

別冊のとおり

(令和6年9月19日開会予定：町議会第3回定例会)

令和6年9月13日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和6年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものである。

議案第3号

湧別町学校運営協議会委員の任命について

湧別町学校運営協議会委員の任命について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第2項の規定により教育委員会の議決を求める。

記

別紙のとおり

令和6年9月13日提出

湧別町教育委員会教育長 阿部 勉

提案理由

任期満了により新たに委員を任命しようとするものである。

議案第 3 号説明資料

○湧別町立上湧別中学校 学校運営協議会委員候補者

	氏 名	勤務先・職名等	性 別	年 齢	区 分	任 期
1	小泉 雅典	自営業	男	59	5	令和6年10月1日～ 令和8年9月30日
2	岩井 孝浩	自営業	男	60	5	
3	平野 寿雄	農 業	男	56	5	
4	渡辺 健一	農 業	男	59	5	
5	向平 るみ	介護士	女	63	2	
6	岡村 明子	自営業	女	53	2	
7	千葉 恵美	農 業	女	50	2	
8	牧野 秀昭	自営業	男	52	2	
9	杉原 武純	農 業	男	50	1	
10	綾部 雅一	上湧別中学校長	男	53	4	

規則第 4 条第 1 項に定める委員の区分

- 1 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者
- 2 対象学校の所在する地域の住民
- 3 対象学校の運営に資する活動を行う者
- 4 対象学校の校長その他の教職員
- 5 対象学校を卒業した者その他の当該対象学校に関係を有する者
- 6 学識経験者
- 7 関係行政機関の職員
- 8 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

議案第4号

令和5年度教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書（案）について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条の規定により、次のように議会に点検・評価報告書を提出する。

記

別冊のとおり

令和6年9月13日提出

湧別町教育委員会教育長 阿 部 勉

提案理由

令和5年度の教育委員会の活動状況に関して、点検評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するものである。